

○公務外認定事案等に係る医学的資料の保全  
及びエックス線写真、コンピューター断層  
写真、磁気共鳴画像等の保管について

〔平成9年1月14日地基補第4号〕  
〔各支部事務長あて 補償課長〕

第1次改正 平成16年4月19日地基補第105号  
第2次改正 平成30年4月1日地基補第81号

公務（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第8条第1項第5号に規定する一般地方独立行政法人の業務を含む。以下同じ。）外認定等の処分を行った事案につきましては、地方公務員災害補償法第51条の規定に基づき、後日審査請求されることが予想されますので、支部審査会への対応が十分できるように審査請求期限に至るまでの間は、下記に掲げる医学的資料を保全くださるようお願い致します。（第1次改正・一部、第2次改正・一部）

また、公務外認定等の処分を行った事案が審査請求され若しくは再審査請求され又は訴訟提起された場合において、適切な審理をし又は訴訟迫行をするために当該事案に係るエックス線写真、コンピューター断層写真、磁気共鳴画像等（以下「エックス線写真等」という。）が必要となる場合がありますので、支部審査会への審査請求がなされたときは、速やかにエックス線写真等の管理者の承諾を得て写しを収集し、保管されるようお願い致します。

記

- 1 身体状況等に関する資料
  - ① 定期健康診断の記録の写し、指導区分及び事後措置の内容
  - ② 人間ドックの診断結果の写し
  - ③ その他必要と認められる資料
- 2 発症前における基礎疾患等に関する資料
  - ① 既往症：疾病名、治療状況及び医療機関名
  - ② 基礎疾患の状況：疾病名、治療内容、治療期間（診療録を含む。）及び同疾病に係る主治医の所見（エックス線写真等、心電図、血圧、諸臨床検査の結果等）
  - ③ その他必要と認められる資料
- 3 発症後の病態等に関する資料

- ① 主治医の所見（エックス線写真等、心電図、血圧、諸臨床検査の結果等）
- ② 解剖所見
- ③ 発症後の療養経過：治療内容、治療期間（入院、通院別）、医療機関名、  
現況（診療録を含む。）
- ④ その他必要と認められる資料